

別紙 2

千葉県知事賞・奨励賞の選考基準及び表彰件数

(1) 表彰区分

千葉県知事賞：先駆的な取組を行っており、他の模範となる事業所

奨励賞：積極的な取組を行っており、今後更なる取組を期待する事業所

(2) 選考基準

選考対象となる事業所は、要綱第2条に定める項目について下表の要件を満たす事業所とする。

なお、下表の要件を満たしていても、次に該当する場合は選考対象から除外する。

①雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働基準法等の労働関係法令及びその他の法令に違反のある事業所

②既に知事表彰（文化の日表彰：男女共同参画功劳）を受けたことのある事業所

③既に本事業所表彰（知事賞）を受けたことのある事業所

また、既に本事業所表彰（奨励賞）を受けたことのある事業所は奨励賞の選考対象から除外する。

要綱第2条で示した項目	対応する基準（いずれか1つで可）
女性の採用・登用や職域拡大のため積極的な取組を行っている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職数（係長相当職以上）について過去3年間で増加していること、又は、女性の管理職への登用について実績があると判断できること 管理職に占める女性の割合について数値目標を掲げ積極的に取り組んでいること 過去3年間で女性を配置した部署が増加していること 雇用する労働者が300人以下の事業主の場合は、「一般事業主行動計画」を策定するなど、積極的に取り組んでいること （※平成28年4月1日より、従業員301人以上の企業は義務化：女性活躍推進法第8条）
職業生活と家庭生活等の両立を支援するため積極的な取組を行っている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を上回る処遇を行うなど独自の制度を持ち、その制度が活用されていること 雇用する労働者が100人以下の事業主の場合は、「一般事業主行動計画」を策定するなど、積極的に取り組んでいること （※平成23年4月1日より、従業員101人以上の企業は義務化：次世代法第12条）
その他、男女が共同して参画できる職場づくりに向け積極的な取組を行っている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を踏まえ、積極的な対策を講じていること
他の模範となる男女共同参画の推進に資する独自の・先駆的な取組を行っている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進に資する独自の制度を持ち、又は取組を行い、顕著な成果をあげていること

(3) 千葉県知事賞の表彰件数

原則として3件以内とする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りではない。

(4) 奨励賞の表彰件数

原則として3件以内とする。ただし、知事が必要と認めた場合はこの限りではない。